

JGAP と ASIAGAP の同時認証における農場・団体の登録に関する確認

JGAP 総合規則 2017（以下、「総合規則」という）17.JGAP と ASIAGAP の同時認証において、ASIAGAP の認証農場・団体が JGAP の認証を必要とした場合にはそれを得ることができる」と明示しています。ただし、認証農場・団体の登録について、JGAP と ASIAGAP は異なる認証プログラムであり、日本 GAP 協会における、登録および管理は認証プログラムごとに行われるため、下記の通り対応してください。

記

1. 認証農場・団体の認証書

認証機関は、ASIAGAP および JGAP 両方の認証書を日本 GAP 協会へ提出しなければならない。

2. 認証農場・団体の認証データ

認証機関は、ASIAGAP および JGAP の認証データ一覧(Excel)を日本 GAP 協会へ提出しなければならない。農場・団体が ASIAGAP 認証取得後、後から JGAP 認証を取得した場合、認証機関は JGAP の認証データ一覧(Excel)にて報告しなければならない。

3. 審査報告書

認証機関は、日本 GAP 協会の要請に応じて、審査報告書を提出しなければならない。

4. 認証農場・団体の登録料

ASIAGAP および JGAP の同時認証をした場合、日本 GAP 協会は、認証農場登録料を ASIAGAP および JGAP それぞれに請求する。総合規則 17.1 適用範囲が同じ場合、17.2 適用範囲が異なる場合にかかわらず ASIAGAP の認証農場登録料に加え、JGAP の認証農場登録料が必要となる。ただし、ASIAGAP の有効期限が 1 年未満の時点で JGAP の認証書が発行された場合、JGAP の認証農場登録料は 1 年分の請求となる。

以上